

家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内で注意する8つのポイント



新型コロナウイルスの感染が再び大都市部を中心に急増しており、全国的にも拡大傾向となっています。

家族が感染した場合、一緒に暮らす家族全員が濃厚接触することとなり、感染する可能性が高くなります。家族の感染が疑われる人がいる場合に、家庭内で注意するポイントをお知らせしますので、感染防止対策の徹底をお願いします。

詳しくは、大垣市保健センター（☎75-2322）へ。

1 部屋を分ける

▶個室に分かれる

- ・食事や寝るときも別室にする
- ・子どもがいる人、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合は、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置する



- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにする

▶本人は極力部屋から出ないようにする

- ・トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にする

2 お世話はできるだけ限られた人で行う

- ▶心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、妊婦が感染者のお世話をすることは避ける

3 マスクをつける

- ▶使用したマスクは他の部屋に持ち出さない
- ▶マスクの表面には触れないようにする
 - ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外す
- ▶マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗う
 - ・アルコール手指消毒剤でも可

4 こまめに手を洗う

- ▶こまめに石鹸で手洗いやアルコール消毒をする
 - ・洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにする

5 換気をする

- ▶定期的に換気をする
 - ・共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気をする



新型コロナウイルス接触確認アプリ

COCOA をご利用ください!

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、同ウイルス接触確認アプリ「COCOA」を開発しました。このアプリを利用すると、同ウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に、通知を受け取ることができます。

アプリの利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されますので、ぜひご利用ください。

利用方法など、詳しくは、厚生労働省HPでご確認ください。



厚生労働省HP



接触確認アプリの画面

6 手で触れる共有部分を消毒する

- ▶共有部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きをする

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存しますので、家庭用塩素系漂白剤（主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認）は、使用量の目安に従って薄めて使ってください



- ▶トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤で洗い、家庭用消毒剤でこまめに消毒する

- ▶タオル、衣類、食器、箸、スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません（感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません）

- ▶使用したものを共用しない

- ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共用しないように注意する

7 汚れた衣服や寝具を洗濯する

- ▶汚れた衣服や寝具などを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす

8 ゴミは密閉して捨てる

- ▶感染者が使用したティッシュなどのゴミは、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。その後は直ちに石鹸で手を洗ってください



新型コロナ対策実施店舗をPRする ステッカーの配布を延長します!

県は、事業所や店舗が感染防止対策を実施していることをわかりやすくPRするため、新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを配布しています。申込締切を当初、8月末までとしていましたが、当面の間、延長されました。市内の事業者で、配布を希望される場合は、市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（☎81-4111 内線5409）へ申し込みください。

入手方法など詳しくは、県HPでご確認ください。



県HP

- ◆対象／飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者 ※風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除く

- ◆ステッカーの配布／店舗ごとに2枚まで ※郵送により配布

- ◆申込／申込書および宣言書（県HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、原則、郵送で市社会福祉課（〒503-8601 丸の内2-29）へ



ステッカー（見本）